

中皮腫登録事業の進め方について

1. 背景

石綿健康被害救済制度における指定疾病の1つである中皮腫については、診断や治療が容易でないことから、中央環境審議会「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」（平成23年6月）において、中皮腫に関する治療内容や生存期間等の情報を集約し、活用する必要性について指摘されている。

これを踏まえて、中皮腫登録検討会において、登録項目等の具体的な内容について検討を行い、報告書がとりまとめられたところ。本報告書では、登録シートの運用等について、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会等の意見等を踏まえて実施するよう指摘されている。

2. 事業の目的及び内容

(1) 事業目的

中皮腫患者の情報を整理、蓄積、解析することで、中皮腫の①治療法の向上、②診断精度の向上、③中皮腫の発症動向の把握及び推計への活用を図る。

(2) 事業内容

想定される主な内容は以下のとおり。

- ・中皮腫罹患者等についてのデータベースの作成。
- ・データベースに登録された情報の解析。
- ・解析結果の医療機関等への情報提供。
- ・過去に中皮腫と認定された症例の整理等。

3. 登録の対象

医学的資料の保存状況、ばく露歴等の情報の有無、及び個人情報への配慮等の観点から、救済制度で中皮腫として認定され、かつ個人情報の活用について同意の得られた療養者に係る情報を登録の対象とする。

4. 登録情報及び登録シートの記入要領

- ・登録シート（別添1）参照。
 - ・判定困難とされた症例のヘマトキシリン・エオジン染色標本及び放射線画像（※）。
- （※）独立行政法人環境再生保全機構において、ヴァーチャルスライド及びデジタルイザーを用いて登録。

5. 今後の進め方

平成25年9月頃～ 中皮腫登録事業の開始及びデータベースへの入力
平成26年以降 集積された情報の解析、及び解析結果の医療機関等への還元